

第1章 はじめに (1から4頁)

計画策定の趣旨

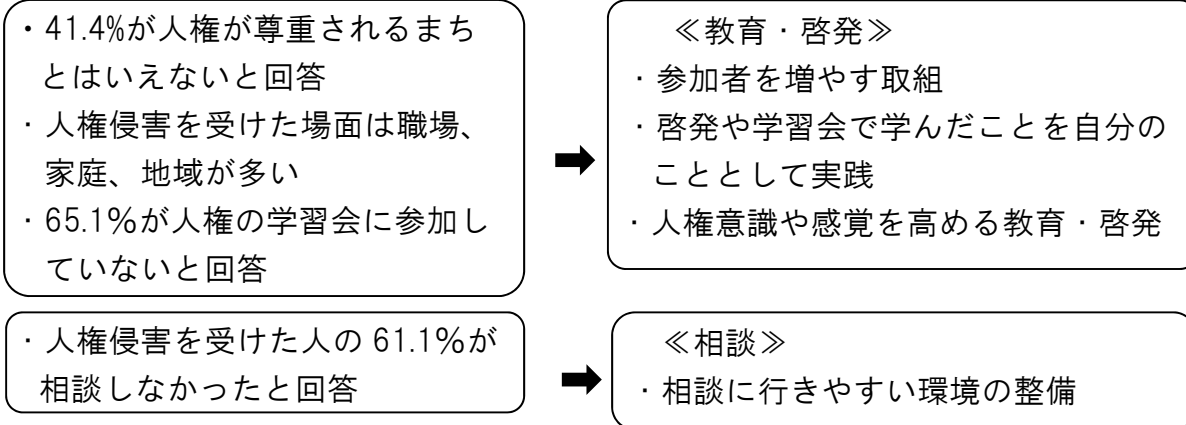
「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」がめざす人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画として策定します。

計画の期間

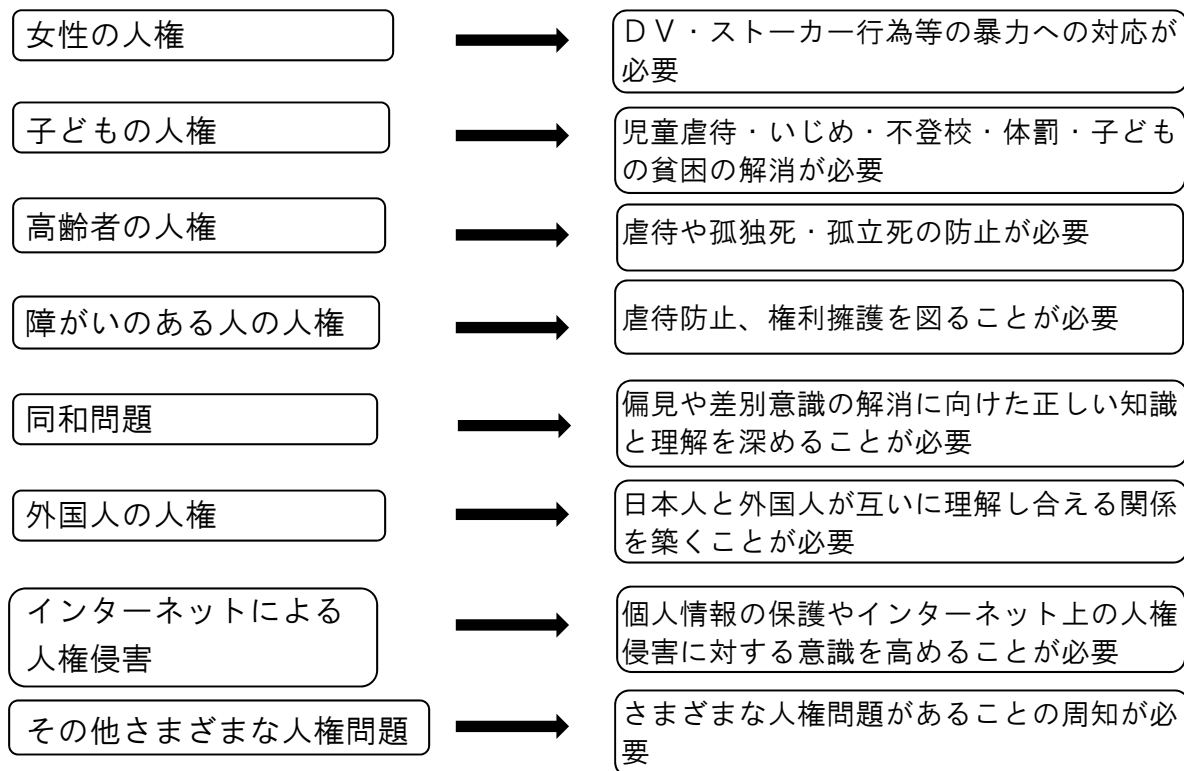
12年間の計画とし、必要に応じて4年ごとに見直します。

第2章 人権に関する現状 (5から28頁)

人権に関するアンケート結果でみる市民の人権意識



第3章 今後の人権施策の課題 (29から54頁)



第5章 計画の推進 (70から71頁)

推進体制 計画の進行管理 目標指標

第4章 人権施策の展開方向 (55から69頁)

【基本理念】

命輝き 幸せと「あふれる愛」がつながるまち こうか

私たちは、人と人とのつながりの中で生きています。家庭、地域、職場、学校など生活のあらゆる場で人権が尊重され、私を「わたし」として認め、あなたを「あなた」として認める、一人ひとりの命が輝き、幸せと「あふれる愛」がつながるまちをつくりまします。

私たちがめざすまちの姿

- 一人ひとりの命が大切にされ、命が輝くまちをつくりまします。
- 自尊感情を育み、居場所がある幸せを感じられるまちをつくりまします。
- お互いに違いを認め合い、誰もが輝く多様性があるまちをつくりまします。
- 人と人とのつながりを深め、ささえ合える優しさあふれるまちをつくりまします。

計画の視点

- (1) 普遍的な視点と個別的な視点の2つのアプローチで取り組む計画
- (2) みんなで学び取り組む計画
- (3) 身近なつながりの中で取り組む計画
- (4) 人権教育・啓発、相談・救済及び自立支援に関する施策に取り組む計画

各主体の役割と連携・協働

- (1) 市民・地域・市民活動団体
- (2) 企業・事業所
- (3) 行政
- (4) 連携・協働

具体的な取組

人権教育・啓発の推進

- (1) 人権教育・啓発の基本的な考え方
- (2) 人権教育 ① 家庭 ② 就学前 ③ 学校 ④ 地域
- (3) 人権啓発 ① 市民に対する人権啓発 ② 企業・事業所への啓発 ③ 情報提供
- (4) 人権に関わりの深い特定職業従事者への研修等

相談と支援体制

- (1) 相談窓口の充実
- (2) 相談と支援の連携
- (3) 相談窓口の周知

分野別の取組

女性の権利

○男女が共に仕事と家庭を両立するための社会システムの構築 ○起業、復職への支援

子どもの権利

○生活困窮世帯における子どもへの学力および生活等への支援 ○虐待被害の子どもの救済

高齢者の権利

○高齢者への虐待被害の救済 ○孤立の予防 ○介護予防 ○生きがいづくり ○擁護者の支援

障がいのある人の権利

○障がいのある人への生活、就労支援 ○生涯を通じた支援体制の構築

同和問題

○あらゆる同和問題の解消に向けた取組の推進 ○各種支援につなげる相談体制の構築

外国人の権利

○子どもたちへのことば、学習および生活の支援 ○外国人の地域等への参画の推進

インターネットによる人権侵害

○インターネットによる人権侵害に対する相談先の周知

その他さまざまな人権問題

○学校での性的マイノリティの子どもへの配慮 ○その他さまざまな人権課題への教育、啓発